

消費課税の概要

税 目 等	課税対象	平成12年度	
		収入見込額	構成比
		億円	%
地 方 税 収 入 計		350,568	100.0
消 費 課 税 計		75,051	21.4
道府県・消費課税計		64,758	18.5
地 方 消 費 税	資産の譲渡等	25,438	7.3
道府県たばこ税	製 造 た ば こ	2,875	0.8
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用	827	0.2
特別地方消費税	飲食、宿泊等	146	0.0
自 動 車 税	自 動 車	17,894	5.1
鉱 区 税	鉱 区	4	0.0
狩猟者登録税	狩猟者の登録	17	0.0
自動車取得税	自動車の取得	4,556	1.3
軽油引取税	軽油の引取り	12,989	3.7
入 猟 税	狩猟者の登録	12	0.0
市町村・消費課税計		10,293	2.9
軽自動車税	軽自動車等	1,211	0.3
市町村たばこ税	製 造 た ば こ	8,836	2.5
鉱 産 税	鉱物の掘採事業	15	0.0
入 湯 税	鉱泉浴場における入湯行為	231	0.1

注1. 「平成12年度収入見込額」は、平成12年度地方財政計画額である。

注2. 消費課税に分類される税目は、OECD歳入統計の区分による。

注3. 特別地方消費税については平成12年4月1日から廃止されたが、経過措置による収入見込額を計上している。

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

5. 地方消費税

- 地方消費税は、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、また、安定性にも富んでおり、地方分権の推進や少子・高齢化の進展等に伴う幅広い行政需要を賄う税として、重要な役割を果たしています。
- 地方消費税の用途については、消費税創設時に地方間接税の廃止等に伴い創設された消費譲与税の廃止や住民税減税の財源として創設されたものであり、これらがもともと一般財源であったことも踏まえると、今後とも地方の幅広い行政サービスに充てるための財源として位置付けていくことが必要と考えます。
- 地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設されたものであり、福祉・教育など幅広い行政需要を賄う税として、今後、その役割がますます重要なものになっていくと考えられます。

地方消費税の概要

（地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成6年秋の税制改革において創設され、平成9年4月1日から施行されたものである。）

1 課税団体	都道府県
2 納税義務者	譲渡割 課税資産の譲渡等を行った事業者 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者
3 課税標準	消費税額
4 税率	100分の25（消費税率換算1%）
5 申告納付等	譲渡割 当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付等 貨物割 国（税関）に消費税と併せて申告納付等
6 清算・交付	都道府県は、国から払い込まれた地方消費税相当額について、商業統計の小売年間販売額その他消費に関連した基準によって都道府県間において清算 清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市区町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付
7 税 収	平成10年度決算額 2兆5,504億円 平成12年度収入見込額 2兆5,438億円（地財ベース）

※ 地方消費税の清算の基準

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計）」〈平成9年6月1日現在〉と 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」 〈平成6年11月1日現在〉の合算額	6 / 8
「人口（国勢調査）」〈平成7年10月1日現在〉	1 / 8
「従業者数（事業所・企業統計）」〈平成8年10月1日現在〉	1 / 8

※ 地方消費税の交付の基準

指 標	ウエイト
「人口（国勢調査）」〈平成7年10月1日現在〉	1 / 2
「従業者数（事業所・企業統計）」〈平成8年10月1日現在〉	1 / 2

自動車税、軽自動車税の概要

税 目	課 税 主 体	課 税 対 象	税 率 (標 準 税 率)		平成12年度 収入見込額
自 動 車 税	都 道 府 県	乗用車、トラック バス等 〔軽自動車等及び 大型特殊自動車 を除く。〕	(例) 乗用車 (1000cc超1500cc以下) トラック バス 一般乗合用のもの " " 以外のもの " " " " " "	(自家用) (営業用) 34,500円 8,500円 25,500円 18,500円 — 14,500円 — 38,000円 49,000円 —	億円 17,894
軽 自 動 車 税	市 町 村	軽自動車、二輪の 小型自動車、原付 自転車等	(例) 原動機付自転車 (50cc以下のもの) 軽乗用車 軽トラック	1,000円 (自家用) (営業用) 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円	1,211

注) 1 「平成12年度収入見込額」は、平成12年度地方財政計画額である。

2 自動車税は、昭和15年に道府県税として法定され、市町村はこれに附加税を課すこととされたが、シャウブ勧告に基づく昭和25年の地方税法の改正により道府県税とされた。

3 軽自動車税は、昭和33年に、自転車荷車税の課税対象であった原動機付自転車と、それまで自動車税の課税対象であった軽自動車及び二輪の小型自動車を課税対象とする市町村税として創設された。

そ の 他 の 地 方 税 の 概 要

税 目	課 税 主 体	課 税 対 象	税 率	平成12年度 収入見込額	備 考
ゴ ル フ 場 利 用 税	都 道 府 県	ゴルフ場の利用 行為	1人1日につき800円(標準税率)	億円 827	ゴルフ場利用税の収入額のうち10分の 7に相当する額を、ゴルフ場利用税交付 金として、ゴルフ場利用税を納入したゴ ルフ場が所在する市町村に交付
狩 獵 者 登 録 税	都 道 府 県	狩猟者の登録	○甲種又は乙種 道府県民税の所得割額の納付を要する者 10,000円 道府県民税の所得割額の納付を要しない者 4,500円 ○丙種狩猟免許に係る登録 3,300円	17	
鉱 区 税	都 道 府 県	鉱 区	○砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘面積 面積1007-ルごとに 年額 200円 採掘面積 " 年額 400円 ○砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 ・河床に存するもので延長で表示されて いるもの 延長1,000メートルごとに 年額 600円 ・河床でないもの 年額 200円	4	
鉱 産 税	市 町 村	鉱物の掘採の 事業	鉱物の価格の1%(標準税率) ただし、毎月1日～月末までの間に掘採さ れた鉱物の価格が作業所所在の市町村ごとに 2,000万円以下の場合は0.7%	15	

注. 「平成12年度収入見込額」は、平成12年度地方財政計画額である。

消費課税における特定財源の概要（地方税）

税 目	課 税 主 体	課 税 対 象	税 率	税 収 の 使 途 等	平成12年度 収入見込額
自動車取得税	都 道 府 県	自動車の取得 〔大型特殊自動車、 小型特殊自動車、 二輪の小型自動 車及び二輪の軽 自動車を除く。〕	○自家用の自動車で軽自動車以外のもの （平成15.3.31までの特例税率） 5 % ○営業用の自動車・軽自動車 3 %	道 路 財 源 〔都道府県は、税収の95/100の7/10 に相当する額を市町村に交付〕	億円 4,556
軽油引取税	都 道 府 県	軽油の引取り	1キロリットルにつき 32,100円 （平成15.3.31までの特例税率）	道 路 財 源 〔指定市所在の都道府県は、道路面積 に応じ税収の一部を指定市に交付〕	12,989
入 獵 税	都 道 府 県	狩猟者の登録	○甲種又は乙種狩猟免許に係る登録 6,500円 ○丙種狩猟免許に係る登録 2,200円	鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実 施に要する費用	12
入 湯 税	市 町 村	鉱泉浴場にお ける入湯行為	1人1日につき 150円 （標準税率）	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設 及び消防施設等の整備並びに観光の振 興（観光施設の整備を含む）に要する 費用	231

注．「平成12年度収入見込額」は、平成12年度地方財政計画額である。